

大磯町防災会議条例

昭和 38 年 11 月 8 日
大磯町条例第 30 号

〔注〕平成 10 年から改正経過を注記した。

改正 昭和 40 年 5 月 27 日条例第 15 号 平成 10 年 3 月 11 日条例第 7 号
平成 11 年 12 月 17 日条例第 34 号 平成 20 年 12 月 22 日条例第 23 号
平成 24 年 9 月 7 日条例第 19 号

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、大磯町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

一部改正〔平成 11 年条例 34 号〕

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （１）大磯町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （２）町長の諮問に応じて大磯町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （３）前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- （４）前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

一部改正〔平成 24 年条例 19 号〕

（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - （１）指定地方行政機関のうちから町長が任命する者
 - （２）神奈川県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - （３）神奈川県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - （４）町長がその部局の職員のうちから指名する者
 - （５）教育長
 - （６）消防長及び消防団長
 - （７）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - （８）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - （９）前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者
- 6 前項の委員の定数は、25 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号から第 9 号までの委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成 10 年条例 7 号・20 年 23 号・24 年 19 号〕

（専門委員）

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県職員の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
一部改正〔平成10年条例7号〕

（議事等）

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年5月27日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月11日条例第7号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月17日条例第34号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日条例第23号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月7日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

○大磯町防災会議運営要綱

平成 10 年 2 月 19 日

大磯町告示第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大磯町防災会議条例(昭和 38 年大磯町条例第 30 号)第 5 条の規定に基づき、大磯町防災会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第 3 条 委員はやむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(専決処分)

第 4 条 第 2 条の規定にかかわらず、緊急を要し、会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項のうち軽易なものについて専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議にその旨を報告するものとする。

(庶務)

第 5 条 会議の庶務は、防災対策主管課が処理する。

一部改正[平成 12 年告示 1 号・17 年 44 号]

(その他)

第 6 条 その他必要な事項は、その都度会議に諮って決定する。

附 則

この告示は、平成 10 年 2 月 19 日から施行する。

附 則(平成 12 年 1 月 7 日告示第 1 号)

この告示は、公表の日から施行し、平成 11 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 5 月 24 日告示第 44 号)

この告示は、公表の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

H22. 4. 2	大磯町地域防災計画改定業務委託発注、改定作業着手 現計画（平成 17 年度修正）が、改訂から 5 年を経過し関係法令等の改正とともに修正が必要となったことから、災害対策基本法第 42 条に基づき見直しを行う。
H22. 6	策定方針案「修正の基本方針」の作成
H22. 7. 6	総務建設常任委員会協議会 「大磯町地域防災計画について」基本方針等について説明
H22. 7～H22. 8	庁内各課へのヒアリング実施
H22. 9	地域防災計画（素案）の作成
H22. 12	地域防災計画（素案）の意見照会 庁内各課及び県土木事務所、自治会、自主防災組織等
H23. 1. 12	政策会議「修正素案について」協議
H23. 1. 25	<u>大磯町防災会議</u> 「修正素案について」協議
H23. 1. 26	総務建設常任委員会協議会 「大磯町地域防災計画の平成 22 年度修正素案について」 概要と変更箇所について説明
H23. 2. 1～ H23. 2. 21	パブリックコメント 大磯町地域防災計画修正素案及び概要
H23. 2. 15	県との事前協議
<u>H23. 3. 11</u>	<u>東日本大震災発生</u>

【大磯町地域防災計画 修正作業中断】

国の中央防災会議の専門委員による検討

H23. 4. 28	総務建設常任委員会協議会 「東日本大震災に係る緊急防災事業について」 町が緊急に取り組まなければならない事業について説明
H23. 5. 21～ H23. 8. 22	卓話集会実施（町内 24 地区で実施） 「災害に強いコミュニティづくり」

H23. 8. 10 総務建設常任委員会協議会
「地域防災計画の見直しについて」スケジュールについて説明

H23. 12 国の「防災基本計画」の修正

H24. 3. 30 神奈川県「新たな津波浸水予測図」発表

H24. 4. 25 神奈川県防災会議
「地域防災計画（地震災害対策計画）の修正」発表

【大磯町地域防災計画 修正作業再開】

H24. 8. 29 南海トラフ地震想定発表

H24. 10. 12～ パブリックコメント
H2411. 11 神奈川県地域防災計画（風水害等災害対策計画）

首都直下地震被害想定及び相模トラフ地震被害想定（検討中）

H24. 11. 12 総務建設常任委員会協議会
「地域防災計画の見直しについて」スケジュールについて説明

H24. 12 上旬 大磯町地域防災計画修正案作成

H24. 12 下旬 大磯町防災会議①「地域防災計画の修正について」協議

H24. 12 下旬 県との事前調整（災害対策課）

H25. 1 下旬 修正案に対する意見とりまとめ

H25. 2 上旬 大磯町防災会議②「大磯町地域防災計画」策定

H25. 3 **【大磯町地域防災計画 修正作業終了】**
・地震災害対策編 ・風水害等災害対策編 ・資料編

平成 22 年度 大磯町地域防災計画修正の基本方針

1. 基本方針

地域防災計画は、防災全般に関わる基本となる計画であり、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年度検討を加え、必要があるときにはこれを修正しなければならないとされている。

ここでは、次のような基本方針のもとに大磯町地域防災計画の修正を行うものとする。

国や県における災害の諸対策や新たな知見を踏まえた修正

大規模な災害に備え、地域防災計画の体系では国・県・市町村等の計画の一貫性を図る。

・国の防災基本計画の修正（平成 20 年 2 月）との整合

「緊急地震速報の導入」、「企業防災の促進」、「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立」

・首都直下地震対策大綱、同活動要領の修正（平成 22 年 1 月）との整合

「避難者・帰宅困難者等への具体的な対策」

・「神奈川県地震被害想定調査報告書」（平成 21 年 3 月）の調査結果の反映

発生すれば甚大な被害が町内全域に及ぶ可能性がある次の 5 つの地震を想定

- (1) 東海地震...発生の切迫性が指摘されている地震（マグニチュード 8 クラス）
- (2) 南関東地震...今後 100 年から 200 年先には発生の可能性が高い地震（マグニチュード 7.9）
- (3) 神縄・国府津 - 松田断層帯の地震...今後 30 年以内は発生の可能性が高いグループに属する地震（マグニチュード 7.5 クラス）
- (4) 三浦半島断層群の地震...今後 30 年以内は発生の可能性が高いグループに属する地震（マグニチュード 7.2）
- (5) 神奈川県西部地震...発生 of 切迫性が指摘されている地震（マグニチュード 7 クラス）

・「神奈川県地震防災戦略」（平成 22 年 3 月）を受けた減災目標の位置づけ

三浦半島断層群の地震による死者数を半減以上、経済被害額を 4 割減以上（冬 18 時） 神奈川県西部地震の津波による死者数を半減以上（夏 12 時）

・「神奈川県地域防災計画」との整合

風水害等災害対策計画の修正（平成 21 年度着手） 地震災害対策計画の修正（平成 22 年度着手予定）との整合

各種法改正、運用、組織改編等を踏まえた修正

上記以外の法改正等による主な動きと、地域防災計画で対応が求められる事項を以下に記す。

法改正等の動き	地域防災計画での対応
地方自治法の改正による副町長制度のスタート（平成 19 年 4 月） 庁内での課制導入による組織改編（平成 21 年 4 月）	災害対策本部組織等の修正が必要
消防法の改正 （大規模建築物等での自衛消防組織の設置義務づけ：平成 19 年）	自衛消防組織の設置指導についての記載が必要
土砂災害警戒情報の運用開始 （気象庁・神奈川県の共同発表：平成 19 年）	土砂災害警戒情報の伝達について定めることが必要

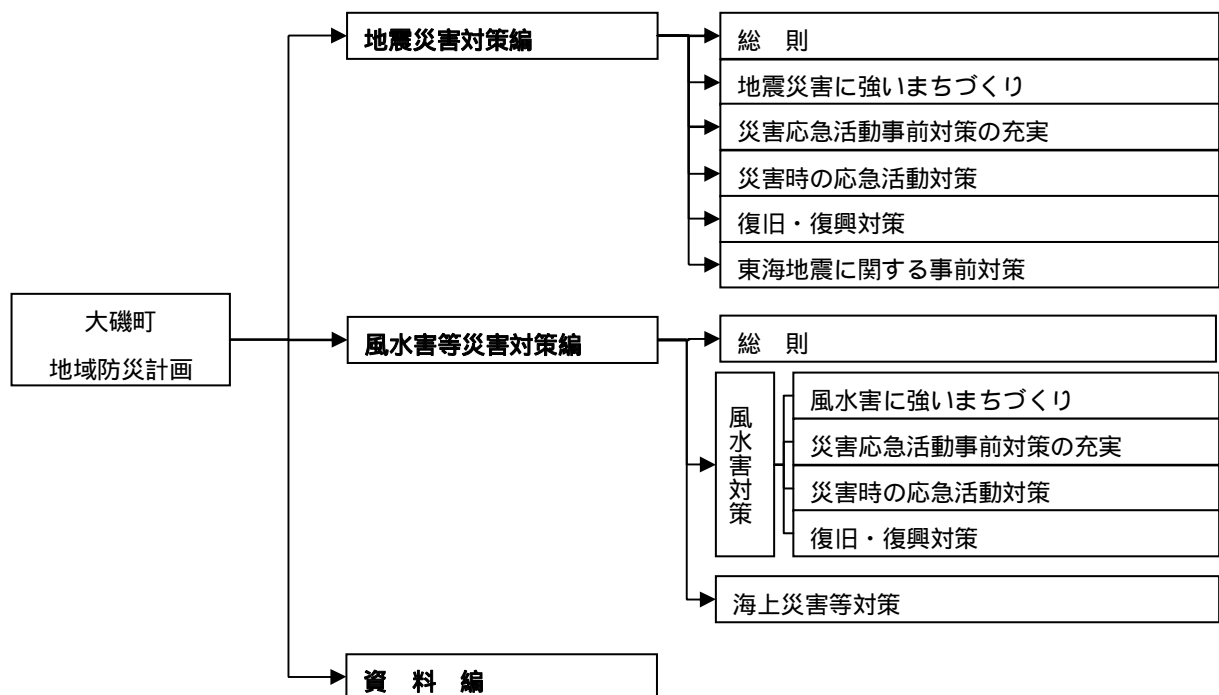
大磯町洪水ハザードマップの公表（平成 22 年 3 月）	水防法第 15 条に基づき、浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所、要援護者が利用する施設の名称と所在地等を記載することが必要
気象警報、注意報発令基準の変更（平成 22 年 5 月）	気象庁が発表する気象警報・注意報が、市町村単位での発表に変更されたことに伴う、発表基準の差し替え。

使いやすさ、わかりやすさに配慮した修正

地域防災計画は、事前対策だけでなく、実際に災害が発生した際の応急活動対策や復旧・復興対策の手引きとなるものであることから、**実務上の使いやすさや分かりやすさに配慮した構成が必要となる。**

このため、県計画の構成との整合を図るとともに、「**地震災害対策編**」「**風水害等災害対策編**」「**資料編**」の 3 編を分冊化し、より使いやすく、分かりやすい計画の策定を目指す。

計画の体系（案）



2. 内 容

- ・ 防災会議の開催、議会報告等
- ・ 庁内各課へのヒアリングの実施
- ・ 関係機関への確認
- ・ パブリックコメントの実施
- ・ 神奈川県との調整
- ・ 計画書の印刷

大磯町地域防災計画 平成 22 年度修正素案の概要

- ◎ 町では、平成 18 年 3 月に「大磯町地域防災計画」の修正を行いました。その後、国や県の諸施策、法改正等、町の組織改編などの変化への対応として修正素案をとりまとめました。
- ◎ この概要は、大磯町地域防災計画の修正素案に関して、町民の意見を募集するにあたり、修正素案の概要をお知らせするために作成したものです。
- ◎ 詳細は、別に作成した「大磯町地域防災計画」平成 22 年度修正素案（地震対策編、風水害等対策編）をご覧ください。

1. 計画の目的

地域防災計画は、防災全般に関わる基本となる計画で、災害対策基本法第 42 条の規定に基づいて毎年度検討を加えて、必要があるときにはこれを修正しなければならないとされています。次のような基本方針のもとに大磯町地域防災計画の修正を行いました。

2. 修正の基本方針

①国や県における災害の諸対策や新たな知見を踏まえた修正

・国の防災基本計画の修正（平成 20 年 2 月）との整合

「緊急地震速報の導入」、「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立」

・首都直下地震対策大綱、同活動要領」の修正（平成 22 年 1 月）との整合

「避難者・帰宅困難者等への具体的な対策」

・「神奈川県地震被害想定調査報告書」（平成 21 年 3 月）の調査結果の反映

・「神奈川県地震防災戦略」（平成 22 年 3 月）を受けた減災目標の位置づけ

・「神奈川県地域防災計画」との整合

風水害等災害対策計画の修正（平成 21 年度）、地震災害対策計画の修正（平成 22 年度着手）と

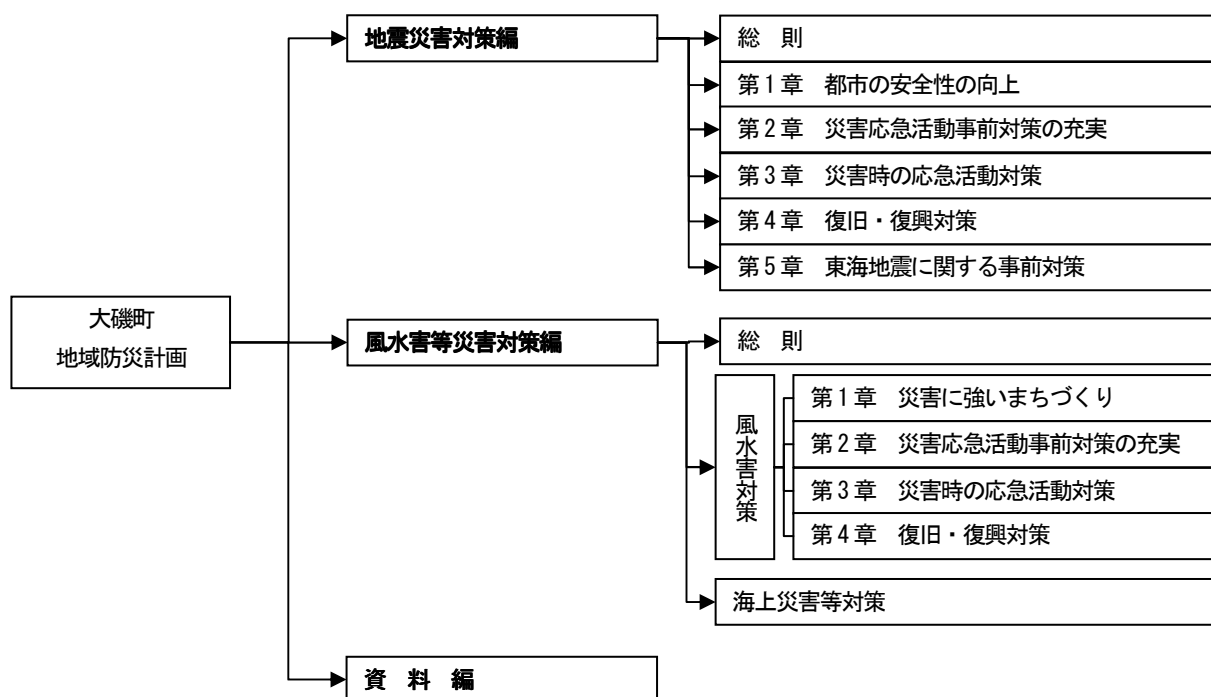
②整合各種法改正、運用、組織改編等を踏まえた修正

- ・地方自治法の改正による副町長制度のスタート(平成 19 年 4 月)
- ・庁内での課制導入による組織改編(平成 21 年 4 月)
- ・土砂災害警戒情報の運用開始(気象庁・神奈川県の共同発表:平成 19 年)
- ・大磯町洪水ハザードマップの公表(平成 22 年 3 月)
- ・気象警報、注意報発令基準の変更(平成 22 年 5 月)

③使いやすさ、わかりやすさに配慮した修正

地域防災計画は、事前対策だけでなく、実際に災害が発生した際の応急活動対策や復旧・復興対策の手引きとなるもので、実務上の使いやすさや分かりやすさに配慮した構成が必要となります。このため、県計画の構成との整合を図り、「地震災害対策編」「風水害等災害対策編」「資料編」の 3 編を分冊化して、より使いやすく、分かりやすい計画としました。

3. 計画の構成



4. 主な修正内容

(※地震災害対策編と風水害等対策編で重複修正内容は、地震災害対策編のみ記載しています。)

①地震災害対策編

総 則

節	修正の内容	修正理由
第3節 想定される災害と減災目標 (計画の前提条件)	第1項 地震被害想定 ・地震被害想定を修正 (総則 5―6P)	・県が平成21年3月に公表した神奈川県地震被害想定調査の結果を反映しました。
	第2項 津波被害想定 ・津波被害想定を本節に追加 (総則 7P)	・町が、平成22年3月に公表した、大磯町津波ハザードマップの結果を反映しました。
	第3項 減災に向けた理念と目標 ・基本理念の整理と減災目標の追加 (総則 8P)	・「理念と基本目標」等を再整理しました。 ・中長期的な地震に対する減災目標を設定しました。
第4節 計画の推進主体とその役割	第4項 計画の推進主体とその役割 ・事業者の責務を追加 (総則 16P)	・事業者における責務を追加しました。 ※風水害等対策編共通

第1章 都市の安全性の向上

節	修正の内容	修正理由
第1節 都市防災化計画	第1項 計画的な土地利用と市街地整備等の推進 (第2章 1P)	・町総合計画や大磯町まちづくり計画との整合をはかり修正しました。
	第2項 防災空間の確保 (第2章 2P)	・町緑の基本計画と整合をはかり修正しました。
第2節 道路、橋りょう、港湾等の災害予防計画	道路の災害予防計画 ・狭あい道路の整備を追加	・町総合計画と整合をはかり追加しました。
	第3項 港湾等の災害予防計画 ・港湾施設の再整備 ・指定管理者による施設維持	・大磯港活性化整備計画と整合をはかり修正しました。 ・指定管理者による港湾管理を追加しました。
第3節 津波災害予防計画	第1項 津波防災体制の整備 ・誘導標識等の避難対策	・津波避難対策の事業を追加しました。
	第2項 津波に関する知識の普及と津波訓練の実施 (第1章 7P)	・津波ハザードマップ等による普及活動を追加しました。
第4節 がけ崩れ対策等の推進	第1項 避難計画の整備 ・土砂災害の警戒避難情報に即した記述に修正 (第1章―9P)	・県地域防災計画との整合をはかり修正しました。

第5節 液状化対策	第1項 公共施設における液状化被害の防止 (第1章 10P)	・県地震被害想定から追加しました。
	第2項 情報の提供及び指導 (第1章 10P)	・県地震被害想定から追加しました。
第6節 危険物施設等災害予防計画	4. 施設・設備の耐震化の促進 (第1章 11P)	・県地域防災計画と整合をはかり追加しました。
第7節 建造物等災害予防計画	第1項 公共施設災害予防計画 ・消防庁舎の再整備 (第1章 12P)	・町中期基本計画と整合をはかり追加しました。
	第2項 一般建築物等災害予防計画 ・既存建築物の耐震化 (第1章 14P)	・町耐震改修促進計画と整合をはかり修正しました。

第2章 災害応急活動事前対策の充実

節	修正の内容	修正理由
第1節 情報収集・提供対策	第1項 通信手段の機能確保等 ・消防救急無線のデジタル化、県行政防災無線通信網の活用、パソコンを活用した通信ネットワークの活用 (第2章 1-2P)	・通信施設の機能確保を図るため事業を追加しました。
	第2項 広報体制の確保 ・緊急地震速報 ・ホームページ、携帯電話による情報提供 ・安否情報システムの利用検討 (第2章 2P)	・町民への広報のため、広報手段を追加しました。
	第3項 協力体制の確保 ・アマチュア無線、地域メディアとの連携 (第2章 2P)	・協定締結後の体制整備のため協定機関との連携を追加しました。
第2節 災害対策本部等組織体制の拡充	・各種マニュアルの整備 (第2章 3P)	・災害対策の活動体制の整備を図るため、各種マニュアルの整備を追加しました。
第3節 救助・救急・消火活動体制の充実	第1項 救助・救急活動体制 ・大規模、特殊災害に対応する高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を追加 (第2章 4P)	・県地域防災計画と整合をはかり追加しました。
	第2項 消火活動体制 ・住宅用火災警報器の設置 ・消防の広域化 ・消防車両の整備更新 (第2章 5-7P)	・法令、町総合計画と整合をはかり追加しました。
第4節 避難計画	第1項 避難場所対策 ・広域避難場所の確保 ・いっとき避難場所の位置づけ ・指定避難所での男女のニーズの違	・不足する広域避難場所への対応を追加しました。 ・一時避難場所を位置づけました。 ・県地域防災計画と整合をはかり追

	いやペットの扱いへの配慮を追加 (第2章 8P)	加しました。
	第6項 帰宅困難者対策 (第2章 10P)	・県地域防災計画と整合をはかり追加しました。
第5節 災害時要援護者	第2項 所在情報の把握及び管理 ・所在情報や管理など町の支援体制を追加 (第2章 12P)	・町災害時要援護者支援マニュアルに基づき整理しました。
第6節 飲料水、食料及び生活必需品物資等の供給対策	第2項 備蓄計画 ・食料の目標備蓄量の修正 (第2章 16P)	・短期的な備蓄量を神奈川県西部地震の避難者数に基づき修正しました。
第8節 文教対策	(第2章 20P)	・県地域防災計画との整合をはかり、災害応急対策計画から事前対策に修正しました。
第9節 広域応援体制の拡充	第1項 広域応援の受入体制等の強化 ・屋上への施設名表示 (第2章 21P)	・県地域防災計画との整合をはかり追加しました。
	第2項 応援機関との連携の強化 ・応援活動への資機材等の整備 (第2章 21P)	・県地域防災計画との整合をはかり追加しました。
第10節 町民の体制及び業務等	第3項 自主防災組織に対する町の支援 ・自主防災組織への女性参加の促進 ・防災リーダーの育成 (第2章 24P)	・県地域防災計画に基づき、男女共同参画の観点から整合をはかりました。 ・自主防災組織に対する支援事業を追加しました。
第11節 防災知識普及計画	第2項 町民等の防災知識普及計画 ・防災マップ作成を追加 (第2章 27P)	・町民参加による防災マップ作成を位置づけました。
第12節 防災訓練計画	第1項 総合防災訓練 ・男女双方の視点への配慮 (第2章 29P)	・県地域防災計画に基づき、男女共同参画の観点から整合をはかりました。

第3章 災害時の応急活動対策

節	修正の内容	修正理由
第1節 災害時情報の収集・伝達	第4項 住民等の安否情報の収集と伝達 (第3章 8P)	・安否情報の収集と伝達を追加しました。
第2節 災害対策本部等の設置	第1項 災害警戒本部の設置 (第3章 12～13P)	・震度4を基準に、災害警戒活動への対応を追加しました。
	第2項 災害対策本部の設置 ・ (第3章 13～31P)	・組織改編等による災害対策本部組織を修正しました。 ・業務分担を再編しました。
第4節 避難対策	第1項 避難措置 ・避難勧告・指示の基準の見直し (第3章 44～45P)	・要援護者等の避難に対して、避難準備情報を区分しました。 ・津波災害に対して、避難準備情報、

		避難勧告、指示の判断基準を区分しました。
	・帰宅困難者への対応を追加 (第3章 50P)	・帰宅困難者への対応を追加しました。
	第2項 避難所設置 ・指定避難所の開設を一時避難所と二次避難所に区分 (第3章 51-52P)	・一次避難所と要援護者向けの二次避難所を区分し、避難所の役割を明確にしました。
	第3項 避難所の運営管理 ・男女双方の視点、ペット対策の取り扱いへの配慮 ・避難所運営委員会の役割を追加 (第3章 53P)	・県地域防災計画と整合をはかり追加しました。 ・避難所運営委員会の取り組み内容を明示しました。

②風水害等対策編 ※風水害等対策編の

総 則

節	修正の内容	修正理由
第3節 想定される災害	第1項 風水害 ・風水害の被害想定を追加 (総則 5-6P)	・大磯町ハザードマップによる浸水予測箇所、県土砂災害危険箇所マップによる危険箇所により被害想定を追加しました。

第3章 災害時の応急活動対策

節	修正の内容	修正理由
第1節 災害時情報の収集・伝達	第2項 気象情報等の収集・受理・伝達 ・土砂災害警戒情報の追加及び気象等に関する注意報、警報の発表区域の変更 (第3章 5-7P)	・気象情報の発表基準に基づき修正しました。
第2節 水防対策	第3項 水防警報 ・金目川、葛川、不動川の水防警報の種類、内容及び発令基準の修正 (第3章 15-16P)	・県水防計画との整合をはかり修正しました。
第3節 災害警戒本部等の設置	第1項 災害警戒本部の設置 (第3章 17-18P)	・台風等による災害への対処を基準に、災害警戒活動への対応を追加しました。
	第2項 災害対策本部の設置 ・災害対策本部の設置基準の修正 (第3章 18-19P)	・組織改編等による災害対策本部組織を修正しました。 ・業務分担を再編しました。 ・風水害にあわせた設置基準を追加しました。

パブリックコメントの実施状況について

大磯町地域防災計画の修正案に関するパブリックコメントの実施

大磯町地域防災計画修正案に関するパブリックコメント（町民意見公募）を実施します。

この計画は、災害対策基本法の規定に基づき、町民の皆さんの生命・身体・財産を災害から保護することを目的としております。

▼募集期間

平成 23 年 2 月 1 日(火)～平成 23 年 2 月 21 日(月)

▼閲覧場所

町民情報コーナー(本庁舎 1 階)・国府支所情報コーナーで閲覧できるほか、町のホームページからも閲覧できます。

▼意見等の提出方法

任意の用紙に修正案に対する意見を書いて、郵送、ファクス、電子メールで提出してください。

▼提出先

- ・郵便 〒255-8555 大磯町東小磯 183 大磯町役場総務課危機管理対策室宛
- ・FAX (61) 1991
- ・メール bosai@town.oiso.kanagawa.jp

▼意見等に対する考え方の公表

受け付けをした意見等は、町の考え方を付して公表します(個別には回答しません)。また提出いただいた意見等の原稿は返却しません。

◎問い合わせ 危機管理対策室 ☎61-4100 内線 241

パブリックコメントの実施状況

◎募集期間：平成 23 年 2 月 1 日～平成 23 年 2 月 21 日

◎意見提出者（意見数）：4 人（14 件）

番号	意 見	考え方
1	指定公共機関にヤマト運輸(株)大磯センターを加えることが良いと考える。物資の輸送は勿論、充実した全国無線通信網を持つと聞く。 【地震災害対策編 総則第 4 節第 2 項】	指定公共機関については、内閣総理大臣が指定した機関のうちから位置づけを行っています。 日本通運株式会社が指定公共機関に位置づけされていますので、地域防災計画において災害時の輸送対策として日本通運株式会社西神奈川支店を指定公共機関に位置づけているものです。 ヤマト運輸株式会社については、指定公共機関に指定されていないため位置づけしておりません。 ヤマト運輸株式会社大磯センターについては、災害時における協力として今後検討させていただきます。
2	防潮堤門扉の鍵の保管管理方法について地域住民が迅速に対応可能な方策の検討をお願いします。また防潮堤門扉の電動化も停電時を考慮して太陽光発電での蓄電装置を設置してください。 【地震災害対策編第 1 章第 3 節第 1 項】	地域防災計画では、閉鎖順序や門扉の分担など津波警報から門扉閉鎖までの行動マニュアルの作成を位置づけております。 防潮堤門扉の閉鎖方法など地域の協力を得ながらマニュアルづくりを進めていきます。 なお、防潮堤門扉の太陽光発電については、電動門扉 3 門は停電時に備え非常用発電機を備えています。
3	津波防災知識の普及について、広報、パンフレット、ホームページ等の広報メディアのほかに、要援護者、障がい者への周知は対象地域の公民館で説明する等、十分理解可能な方法で実施し、周知徹底してほしい。 【地震災害対策編 第 1 章第 3 節第 2 項】 【地震災害対策編 第 2 章第 5 節第 3 項】	地域防災計画では、津波に対する正しい知識の普及、津波対策の周知、また災害時要援護者、障がい者に対してパンフレットや音声ガイドを配布について位置づけております。 ご意見の内容を踏まえ、出前講座や防災訓練等を通じまして地域での津波知識の普及に取り組んでまいります。
4	既存建築物の耐震化がどれだけ進んでいるか大いに疑問です。昭和 56 年以前の建物が地域別に何件有り、何件耐震化を実施したのか毎年公表し、最低でも寝室の家具転倒防止と簡便な方法でのシェルター化を進めてほしい。 【地震災害対策編第 1 章第 7 節第 2 項】	耐震化については、建築確認を取得した住宅の所有者に対し、耐震診断や耐震改修等に係る費用の一部補助を地域防災計画においても位置づけ推進してまいります。 ご意見の耐震化の公表については、大磯町耐震改修促進計画において、耐震化率等を公表していますが、地域別までの算出は行っておりません。今後、耐震化の促進を図ることから耐震化率などの公表を進めていきます。 なお、シェルターについても補助金の対象となっていますので、ご相談ください。また、家具の転倒防止などについても普及・啓発に努めてまいります。
5	災害時の避難所である大磯小学校への避難路となる神奈川県道 610 号大磯停車場線（JR 東海道本線大磯駅～国道 1 号・国道 134 号交点）は、道が大変狭く、災害時に住民が避難行動をとれば、パニックが起ることが明白であり、道路の拡幅について一刻も早い対応を強く希望します。 （同様意見他に 1 件） 【地震災害対策編 第 2 章第 4 節第 3 項 第 1 章第 2 節第 1 項】	地域防災計画では、災害が発生した場合に被災者を安全な場所に迅速適切に避難させるため、避難場所、避難経路及び避難時の留意事項等の広報や避難場所への避難訓練などにより、災害時における混乱防止を位置づけています。 県道 610 号大磯停車場線は、地域防災計画において緊急輸送路として位置づけており、計画において改良整備の要望を位置づけております。

番号	意 見	考え方
6	町民以外の人にも災害に遭遇するので、避難所への案内は途中の道路脇にも是非設置を希望します。避難場所標識の設置の項目に「町は、避難場所を明示し、避難誘導を円滑に行うため、避難場所に標識を設置する。」は、「町は、避難場所を明示し、避難誘導を円滑に行うため、避難場所及び主な避難経路に標識を設置する。」としたほうが良いと考える。 (同様意見他に 1 件) 【地震災害対策編第 2 章第 4 節第 1 項 第 2 章第 4 節第 6 項】	避難場所標識の設置については、広域避難場所への誘導標識を既に設置しており、複数の誘導標識を混在させて設置することは災害時に混乱を招くため、避難場所標識は避難場所（避難所）への設置を考えています。 ご提案の町民以外の人への対応としては、公共施設や観光案内所、事業所などへのハザードマップの配布やホームページへの掲載により避難所等の周知を図っています。 また、帰宅困難者対策を位置づけておりますので、情報提供などについて検討していきます。
7	「地震災害対策編 第 2 章第 8 節文教対策」の項目の資料に「神奈川県立平塚工科高等学校との防災訓練に係る協力協定書」があるが、神奈川県立大磯高等学校、平塚学園、星槎学園などとの協定は無いのか。 【地震災害対策編第 2 章第 8 節第 1 項】	公立学校は、家庭・地域と連携した防災訓練及び避難訓練を実施することを地域防災計画で記載しています（地震災害対策編 第 2 章第 8 節第 1 項学校等における防災体制の整備）。 町では、平塚市と県立平塚工科高等学校の避難所相互利用協定を結び、高麗 3 丁目の指定避難所としております。また、災害に対応するため防災訓練にける学校施設の使用などについて、県立平塚工科高等学校、平塚市及び大磯町の避難所対象地域の自治会と防災訓練の協力協定も結んでいます。 ご意見の県立大磯高等学校については、災害時における避難施設の利用協定を結んでいますが、防災訓練の協力協定はまだ結んでいません。今後、協定を結び、町、自主防災組織との防災訓練の実施を進めてまいります。 また、平塚学園、星槎学園については、避難所としての位置づけていないため、協定等の締結は行っておりません。なお、防災上重要な施設（学校法人）として計画で位置づけていますので、今後、施設管理者による避難訓練の実施や町、その他防災関係機関との連携した防災活動の実施を進めてまいります。
8	防災士資格は受講代が高額であり、町が負担するのであれば、ボランティア養成講座、災害救援ボランティア講座の受講を促すのも方法であり、一人でも多くの町民が防災に関心を持って地域のために活動してもらえるのではと考えます。 【地震災害対策編 第 2 章第 10 節第 3 項】 【地震災害対策編 第 2 章第 10 節第 4 項】	地域防災計画では、自主防災リーダーの育成を図るための防災士資格の取得支援、ボランティアの育成を図るための研修などを位置づけています。 町では防災士資格の取得支援やボランティアコーディネーターの支援を行っておりますが、ボランティア養成講座、災害救援ボランティア講座の受講促進についても、ご意見を参考にして取り入れてまいります。
9	災害時の地域の戦力として活動できるように小学校高学年、中学生に防災教育の授業を取り入れていただきたい。 【地震災害対策編 第 2 章第 11 節第 3 項】	地域防災計画では、幼稚園、保育園及び学校等は、関係職員及び園児、児童、生徒等に地震防災教育の実施を位置づけています。 学校においては、学校のカリキュラムの中に防災教育を取り入れて実施しておりますが、防災訓練への参加、協力などを取り入れ防災教育の充実を図ってまいります。

番号	意 見	考え方
10	避難所へのペット持ち込み禁止、飼い主の責任での飼育、管理を明記するべきです。 【地震災害対策編 第3章第4節第3項】	地域防災計画では、被災者が避難所に持ち込んだペットは、飼い主が責任を持って飼育し、飼育場所等は、避難所運営委員会で協議し、適正な飼育環境の確保に努めることを記述しています。 また、避難所におけるルールとして、「避難所運営マニュアル」によりペットの飼育ルールについて定めています。なお、詳細なペットの管理は避難所ごとに運営委員会で対応することとしています。
11	「自主防災組織及び地区」とあるが、地区は自治会のことではないか。 【地震災害対策編 総則第4節第2項】	「自主防災組織及び自治会」に修正します。
12	文中の「沿岸住民や海浜利用者の安全確保」の記述は津波対策の文章ではないか。 【地震災害対策編 第1章第4節】	「沿岸住民や海浜利用者の」を削除して修正します。

平成 24 年度 大磯町地域防災計画の見直し方針

1 計画の修正について

大磯町では、平成 22 年度に地域防災計画の全面修正に向けて内容の検討を進め、平成 23 年 2 月に計画案のパブリックコメントを実施、その後、県との下協議を実施していましたが、東日本大震災の発生により策定作業が中断していました。

その間、町では卓話集会による地域住民との対話や、海拔マップの作成、避難訓練の実施等を重ね、地震・津波対策への喫緊の取り組みを進めてきました。

その後、国の防災基本計画等が改正され、神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）については平成 24 年 4 月に修正されましたが、神奈川県地域防災計画（風水害等災害対策計画）はパブリックコメントを実施し、見直し作業中の段階です。

このような中、本町では、パブリックコメントを実施した大磯町地域防災計画案を基に、東日本大震災での教訓や、国・県の動向を盛り込み、平成 24 年度中に計画案の見直しを行って行きたいと考えています。

2 基本的な考え方

東日本大震災、国や県の動向、卓話会議を踏まえた 5 つの着眼点

「自助」・「共助」による取組の強化

「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に住民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、住民、企業、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化します。

正確かつ迅速な情報の収集・提供体制の強化

災害発生時の迅速かつ適切な避難、支援等を支えるため、情報の収集・提供体制等を整備・強化します。

県や協定市町村、企業、団体等との連携強化

県をはじめ、災害時相互応援協定を結んでいる市町村との連携や、企業、団体等の連携を一層強化します。

大磯町の実情に応じた対策の実施

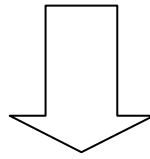
震災発生時に被害を最小限に抑えるために、自然的、社会的条件など大磯町の実情に応じた災害に強いまちづくりや避難対策を強化します。

柔軟な災害対応の実施

どのような災害であったとしても、人的被害を軽減し、生活・社会活動への影響を最低限に抑えられるよう、柔軟な対応を可能とする対策・体制づくりを進めます。

「自助」・・・自分の身を自分の努力によって守る、「共助」・・・地域や近隣の人などが互いに協力し合う、「公助」・・・国や県、町等の行政、消防機関による救助・救援等

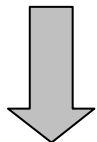
東日本大震災の発生
特徴：甚大かつ広範にわたる被害



- ・国「防災基本計画」
- ・神奈川県「新たな津波浸水予測図」
- ・神奈川県「地域防災計画（地震災害対策計画）（風水害等災害対策計画）」
- ・国「南海トラフ地震想定」

大磯町地域防災計画見直しのポイント

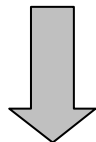
視点
「自助」・「共助」による取組の強化



対 策

- 普及啓発の充実
- 企業等による帰宅困難者対策の充実
- 津波避難対策の充実

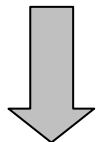
視点
正確かつ迅速な情報の収集・提供体制の強化



対 策

- 津波警報伝達の迅速化
- 情報収集の強化
- 防災行政無線等の強化・職員の習熟度の向上

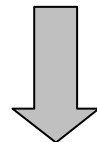
視点
県や協定市町村、企業、団体等との連携強化



対 策

- 受援体制の充実
- 県との連携強化
- 災害救援ボランティア支援の充実

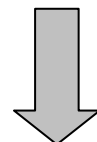
視点
大磯町の実情に応じた対策の実施



対 策

- ハザードマップの見直し
- 津波避難施設の整備・指定
- 帰宅困難者対策の充実
- 県との連携強化

視点
柔軟な災害対応の実施



対 策

- 代替施設等の整備
- 職員の能力向上
- 多様な防災訓練の実施

地域防災計画の修正について



地域防災計画

(現計画：平成17年度に修正)

地震災害対策編
風水害等対策編
資料編

1冊に編集
約500ページ

地域防災計画

(平成24年度修正版)

地震災害対策編・・・約250ページ
風水害等災害対策編・・・約200ページ
資料編・・・約200ページ

パイプファイルによる加除式

大磯町地域防災計画（案）

- 「地震災害対策編」主要変更箇所（構成）
- 「風水害等災害対策編」主要変更箇所（構成）

大磯町地域防災計画 「地震災害対策編」主要変更箇所（構成）

現計画（H17 修正）	H22 修正素案	H24 修正案
第1部 総則	総則	総則
第1編 計画の方針	第1節 計画の目的、位置づけ	第1節 計画の目的、位置づけ
第2編 町勢の概況	第2節 町勢の概況	第2節 町勢の概況
第3編 計画の推進主体とその役割	第3節 想定される災害と減災目標（計画の前提条件）	第3節 想定される災害と減災目標（計画の前提条件）
第4編 防災機関等の業務大綱等	第4節 計画の推進主体とその役割	第4節 計画の推進主体とその役割
第5編 計画の前提条件	第5節 計画の推進管理	
	第1章 都市の安全性の向上	第1章 都市の安全性の向上
	第1節 都市防災化計画	第1節 都市防災化計画
	第2節 道路、橋りょう、港湾等の災害予防計画	第2節 道路、橋りょう、港湾等の災害予防計画
	第3節 津波災害予防計画	第3節 津波災害予防計画
	第4節 がけ崩れ対策等の推進	第4節 がけ崩れ対策等の推進
	第5節 液状化対策 【県計画】	第5節 液状化対策
	第6節 危険物施設等災害予防計画	第6節 危険物施設等災害予防計画
	第7節 建造物等災害予防計画	第7節 建造物等災害予防計画
第2部 災害予防計画	第2章 災害時応急活動事前対策の充実	第2章 災害時応急活動事前対策の充実
第1編 総論	第1節 情報収集・提供対策	第1節 情報収集・提供対策
第2編 施設等の安全性の向上	第2節 災害対策本部等組織体制の拡充 【県計画】	第2節 災害対策本部等組織体制の拡充
第3編 火災等予防計画	第3節 救助・救急・消火活動体制の充実	第3節 救助・救急・消火活動体制の充実
第4編 町民等の協力	第4節 避難計画	第4節 避難計画
第5編 防災体制の確立	第5節 災害時要援護者対策	第5節 帰宅困難者対策
	第6節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策	第6節 災害時要援護者対策
	第7節 医療・救護・防疫計画	第7節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策
	第8節 文教対策 【県計画】	第8節 医療・救護・防疫計画
	第9節 広域応援体制の拡充 【県計画】	第9節 文教対策
	第10節 町民の体制及び業務等	第10節 建築物対策（危険度判定、応急修理）
	第11節 防災知識普及計画	第11節 災害廃棄物等の処理対策
	第12節 防災訓練計画	第12節 広域応援体制の拡充
第3部 災害応急対策計画	第3章 災害時の応急活動対策	第13節 町民の体制及び業務等
第1編 災害対策本部の設置等	第1節 災害時情報の収集・伝達	第14節 災害救援ボランティア活動の充実強化
第2編 災害救助法の適用	第2節 災害対策本部等の設置	第15節 防災知識普及計画
第3編 相互協力計画	第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動	第16節 防災訓練計画
第4編 自衛隊災害派遣要請計画	第4節 避難対策	第3章 災害時の応急活動対策
第5編 情報連絡計画	第5節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動	第1節 災害時情報の収集・伝達
第6編 消防活動計画	第6節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動	第2節 災害対策本部等の設置
第7編 警備・救助計画	第7節 文教・保育対策	第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動
第8編 交通応急対策計画	第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	第4節 避難対策
第9編 津波対策計画	第9節 障害物除去計画	第5節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動
第10編 避難計画	第10節 警備・救助対策	第6節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動
第11編 救援及び救急救護計画	第11節 ライフラインの応急復旧活動	第7節 文教・保育対策
第12編 輸送計画	第12節 広域的応援体制	第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動
第13編 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動	第13節 相互協力	第9節 警備・救助対策
第14編 労務供給計画	第14節 災害救助法関係	第10節 ライフラインの応急復旧活動
第15編 施設の応急対策計画	第15節 二次災害の防止活動	第11節 災害廃棄物等の処理対策
第16編 災害地の応急対策計画	第16節 津波対策	第12節 広域的応援体制
第17編 二次災害の防止計画		第13節 相互協力
		第14節 災害救援ボランティアの支援活動
		第15節 災害救助法関係
		第16節 二次災害の防止活動
		第17節 津波対策

第4部 災害復旧計画	第4章 復旧・復興対策	第18節 防災知識普及計画
第1編 民生安定のための緊急措置に関する計画	第1節 復興体制の整備 【県計画】	第19節 防災訓練計画
第2編 公共施設等の復旧計画	第2節 復興対策の実施	第4章 復旧・復興対策
第5部 東海地震に係る事前対策計画	第5章 東海地震に係る事前対策	第1節 復興体制の整備
第1編 計画の目的及び基本方針	第1節 計画の目的及び基本方針	第2節 復興対策の実施
第2編 東海地震に係る予防対策	第2節 予防対策	第5章 東海地震に係る事前対策
第3編 警戒宣言発令時等対策（地震防災応急対策）	第3節 警戒宣言発令時等対策	第1節 計画の目的及び基本方針
		第2節 予防対策
		第3節 警戒宣言発令時等対策

大磯町地域防災計画 「風水害等災害対策編」主要変更箇所（構成）

現計画（H17 修正）	H22 修正素案	H24 修正案
第1部総則 第1編 計画の方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 第2編 町勢の概況・・・・・・・・・・・・・・・・ 第3編 計画の推進主体とその役割・・・・・・・・ 第4編 防災機関等の業務大綱等・・・・・・・・	総則 第1節 計画の目的、位置づけ・・・・・・・・ 第2節 町勢の概況・・・・・・・・・・・・・・・・ 第3節 想定される災害・・・・・・・・・・・・・・・・ 第4節 計画の推進主体とその役割・・・・・・・・ 第5節 計画の推進管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進 【県計画】・・・・ 第2節 山地災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 第3節 水害予防に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 第4節 下水道整備 【県計画】・・・・・・・・・・・・・・・・ 第5節 高潮予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 第6節 地すべり及び崖崩れ災害予防計画・・・・・・・・ 第7節 土石流災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 第8節 建造物等災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 第9節 ライフラインの安全対策 【県計画】・・・・ 第2章 災害応急活動事前対策の充実 第1節 情報収集・提供対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 第2節 災害対策本部等組織体制の拡充 【県計画】・・・・ 第3節 救助・救急・消火活動体制の充実・・・・・・・・ 第4節 避難計画 【県計画】・・・・・・・・・・・・・・・・ 第5節 災害時要援護者対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 第6節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策 【県計画】・ 第7節 医療・救護・防疫計画 【県計画】・・・・・・・・ 第8節 文教対策 【県計画】・・・・・・・・・・・・・・・・ 第9節 広域応援体制の拡充 【県計画】・・・・・・・・ 第10節 町民の体制及び業務等・・・・・・・・ 第11節 防災知識普及計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 第12節 訓練計画・・・・・・・・・・・・・・・・	総則 第1節 計画の目的、位置づけ・・・・・・・・ 第2節 町勢の概況・・・・・・・・・・・・・・・・ 第3節 想定される災害・・・・・・・・・・・・・・・・ 第4節 計画の推進主体とその役割・・・・・・・・ 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進・・・・・・・・ 第2節 山地災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 第3節 水害予防に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 第4節 下水道整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 第5節 高潮予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 第6節 崩壊危険地等災害予防計画・・・・・・・・ 第7節 建造物等災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 第8節 ライフラインの安全対策・・・・・・・・ 第2章 災害応急活動事前対策の充実 第1節 情報収集・提供対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 第2節 災害対策本部等組織体制の拡充・・・・・・・・ 第3節 救助・救急・消火活動体制の充実・・・・・・・・ 第4節 避難計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 第5節 帰宅困難者対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 第6節 災害時要援護者対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 第7節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策・・・・・・・・ 第8節 医療・救護・防疫計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 第9節 文教対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 第10節 災害廃棄物等の処理対策・・・・・・・・ 第11節 広域応援体制の拡充・・・・・・・・ 第12節 町民の体制及び業務等・・・・・・・・ 第13節 災害救援ボランティア活動の充実強化・・・・・・・・ 第14節 防災知識普及計画・・・・・・・・ 第15節 訓練計画・・・・・・・・
第2部 災害予防計画 第1編 防災に関する調査研究計画・・・・・・・・ 第2編 風水害に対する施設等の整備に関する計画・・・・・・・・ 第3編 訓練計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 第4編 防災知識普及計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 第5編 火災等予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 第6編 災害時要援護者対策・・・・・・・・・・・・・・・・		

第3部 災害応急対策計画		第3章 災害時の応急活動対策		第3章 災害時の応急活動対策
第1編 災害対策本部の設置等		第1節 災害時情報の収集・伝達		第1節 災害時情報の収集・伝達
第2編 災害救助法の適用		第2節 水防対策		第2節 水防対策
第3編 防災機関等の協力計画		第3節 災害対策本部等の設置		第3節 災害対策本部等の設置
第4編 情報連絡計画		第4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動		第4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動
第5編 水防計画		第5節 救助・救急、消火及び医療救護活動		第5節 救助・救急、消火及び医療救護活動
第6編 災害の拡大防止と二次災害の防止		第6節 避難対策		第6節 避難対策
第7編 消防活動計画		第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動		第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動
第8編 警備計画		第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動		第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動
第9編 避難計画		第9節 文教・保育対策		第9節 文教・保育対策
第10編 救援及び救急救護計画		第10節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動		第10節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動
第11編 輸送計画		第11節 障害物除去計画		第11節 警備・救助対策
第12編 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動		第12節 警備・救助対策		第12節 ライフラインの応急復旧活動
第13編 労務供給計画		第13節 ライフラインの応急復旧活動		第13節 災害廃棄物等の処理対策
第14編 施設の応急対策計画		第14節 広域的応援体制		第14節 広域的応援体制
第15編 災害地の応急対策計画		第15節 相互協力		第15節 相互協力
第16編 海上災害対策計画		第16節 災害救助法関係		第16節 災害救援ボランティアの支援活動
第4部 災害復旧計画		第4章 復旧・復興対策		第17節 災害救助法関係
第1編 民生安定のための緊急措置に関する計画		第1節 復興体制の整備 【県計画】		第4章 復旧・復興対策
第2編 公共施設等の復旧計画		第2節 復興対策の実施		第1節 復興体制の整備
				第2節 復興対策の実施
		海上災害対策		海上災害等対策
		第1章 海上災害等対策		第1章 海上災害対策計画
		第1節 災害予防計画		第1節 災害予防計画
		第2節 災害応急対策		第2節 災害応急対策

大磯町地域防災計画 平成 24 年度見直しの概要

太字：県計画との整合 細字：移動、構成、内容の変更等 風水害等災害対策編の修正概要は地震災害対策編とほぼ同じです

	該当ページ	修正概要	
1	地震災害対策編・総則 第 1 節 (第 1 節 計画の目的、位置づけ)	項目の移動、 追記	● 「第 5 項 計画の推進管理」を追加 ➤ 第 5 節として独立していたものを第 1 節内に統合 ➤ 県計画を基に減災を基本として、緊急度の高いものから取り組む旨を明記
2	地震災害対策編・総則 第 3 節 (第 3 節 想定される災害と減災目標(計画 の前提条件))	項目の移動	● 地震被害想定は、H21 の被害想定調査を掲載しているが、新しい被害想定が発表され次第、適宜 見直す旨を明記
3	地震災害対策編・総則 第 3 節 (第 3 節 想定される災害と減災目標 (計 画の前提条件))	追記	● 「第 2 項 津波被害想定」 ➤ 県による新たな津波浸水予測図の発表により内容を修正
4	地震災害対策編・総則 第 4 節 (第 4 節 計画の推進主体とその役割)	項目の追記	● 町民の基本的責務の追記 ➤ 備蓄項目に携帯トイレ、トイレトペーパーを追記 ➤ 転倒防止対策にブロック塀を追記
5	地震災害対策編・総則 第 4 節 (第 4 節 計画の推進主体とその役割)	項目の追記	● 事業者の基本的責務の追記 ➤ ライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取 り組みを明記 ➤ 従業員の安全確保や帰宅困難者にならない措置を講じる旨を明記
6	地震災害対策編・総則 第 5 節 (第 5 節 計画の推進管理)	項目の移動	● 削除 (第 1 節内へ移動)
7	地震災害対策編・第 1 章 第 1 節 (第 1 節 都市防災化計画)	項目の追記	● 基本理念の追記 ➤ 減災の考えを受けた災害に強い町を目指す旨を追記
8	地震災害対策編・第 1 章 第 1 節 (第 1 節 都市防災化計画)	項目の追記	● 地籍調査の推進を追記 ➤ 迅速な復旧・復興のため推進する旨を明記
9	地震災害対策編・第 1 章 第 1 節	項目の追記	● 都市公園の整備

	(第1節 都市防災化計画)		➤ 防災拠点となる公園について施設整備やバリアフリー化を検討する旨を明記
10	地震災害対策編・第1章 第1節 (第1節 都市防災化計画)	項目の追記	● ライフラインの安全対策の追記 ➤ 下水道の津波浸水対策を県が検討中の旨を記載
11	地震災害対策編・第1章 第3節 (第3節 津波災害予防計画)	項目の追記	● 理念の追記 ➤ 「最大クラスの津波はソフト面で」「発生頻度が高い津波はハード面とソフト面で」対応する旨を明記
12	地震災害対策編・第1章 第3節 (第3節 津波災害予防計画)	項目の追記	● 第1項「津波防災体制の整備」の追記 ➤ 津波被害想定に合わせて、津波防災法に基づく容積率規制緩和を検討する旨を記載 ➤ 行政関連施設等の津波への対応を記載 ➤ 避難対策として、津波避難ビルの指定、津波避難タワーの検討、オレンジフラッグについて記載 ➤ 避難誘導に当たる者の行動ルール作成や周知につとめる旨を記載 ● 第2項「津波に関する知識普及と津波訓練の実施」の追記 ➤ 学校の津波防災教育と、津波防災訓練について記載
13	地震災害対策編・第1章 第7節 (第7節 建造物等災害予防計画)	項目の追記	● その他安全対策として、看板等のほか、天井の落下、エレベーターの閉じ込め対策について追記
14	地震災害対策編・第2章 第1節 (第1節 情報収集・提供対策)	項目の追加	● 被災者支援情報システムの構築等 ➤ 罹災証明や義援金給付等を円滑化するシステム導入に努める。
15	地震災害対策編・第2章 第2節 (第2節 災害対策本部等組織体制の拡充)	項目の追加	● ほぼ全面的に書き換え ➤ 組織体制の充実（ほぼ従来案通り） ➤ 庁舎代替施設の確保 ➤ BCP への取り組み
16	地震災害対策編・第2章 第3節 (第3節 救助・救急・消火活動体制の充実)	項目の追加	● 孤立化対策の推進について追記
17	地震災害対策編・第2章 第4節	項目の移動、	● 災害時要援護者への配慮についての記述を追加

	(第4節 避難計画)	追記	(第3章第4節 避難対策から部分移動) ● 応急仮設住宅対策の部分で、災害時要援護者への配慮を明記。あわせて、県と連携した供給訓練を実施する旨を記載。 ● ペット対策を追記
18	地震災害対策編・第2章 第5節 (第5節 帰宅困難者対策)	節の新設	● 「第5節 帰宅困難者対策」を新設 (第2章 第4節 - 2の記述を削除する)
19	地震災害対策編・第2章 第9節 (第9節 文教対策)	項目の移動	● 障がい児向けの介助体制の組織作りなどの配慮を追記 (第3章第7節 文教・保育対策から部分移動) ● 応急教育の実施についての記述を削除 (第3章第7節 文教・保育対策へ部分移動)
20	地震災害対策編・第2章 第10節 (第10節 建築物対策(危険度判定、応急修理))	節の新設	● 「第10節 建築物対策(危険度判定、応急修理)」を新設 (第3章 第16節 二次災害の防止活動から部分移動)
21	地震災害対策編・第2章 第11節 (第11節 災害廃棄物等の処理対策)	節の新設	● 「第11節 災害廃棄物等の処理対策」を新設 (第3章から部分移動したほか、県計画を基に追記)
22	地震災害対策編・第2章 第12節 (第12節 広域応援体制の拡充)	項目の追加	● 県との連携の強化について記載
23	地震災害対策編・第2章 第13節 (第13節 町民の体制及び業務等)	項目の移動	● 個々の民間団体との協定締結に努める旨を記載 (第3章 第13節 第2項 防災関係民間団体等の協力から部分移動) ● 企業等の防災体制の確立(BCP策定の促進)等について追記
24	地震災害対策編・第2章 第14節 (第14節 災害救援ボランティア活動の充実強化)	節の新設	● 「第14節 災害救援ボランティア活動の充実強化」を新設 (第2章 第13節 町民の体制及び業務等から部分移動するほか、県計画での新しい取り組みを取り込む)
25	地震災害対策編・第3章 第1節 (第1節 災害時情報の収集・伝達)	項目の追加	● 第5項 1. 広報手段に被災者向け情報提供について追記
26	地震災害対策編・第3章 第1節	項目の追加	● 第5項 6. 応急金融対策に財務局による生保、共済、証券会社等の措置要請を追記

	(第1節 災害時情報の収集・伝達)		
27	地震災害対策編・第3章 第4節 (第4節 避難対策)	項目の変更	● 第2項 8 . 帰宅困難者への対応について全面変更
28	地震災害対策編・第3章 第4節 (第4節 避難対策)	項目の変更	● 第4項 避難所の運営管理について全面変更
29	地震災害対策編・第3章 第4節 (第4節 避難対策)	項目の変更	● 第6項 2 . 応急仮設住宅の設営のうち、入居者募集および運営管理の記述を変更
30	地震災害対策編・第3章 第5節 (第5節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動)	項目の移動	● 「第2項 ごみ処理」、「第3項 し尿処理」、「第4項 災害廃棄物の処理」を削除 (災害廃棄物の処理対策として節を新設するため)
31	地震災害対策編・第3章 第7節 (第7節 文教・保育対策)	項目の変更	● 児童生徒保護対策の全面書き換えのほか、学校における避難所開設、メンタルヘルス等の記述を追加
32	地震災害対策編・第3章 第8節 (第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動)	項目の移動	● 応急活動用車両の緊急通行車両事前届出済証の事前交付についての記述を削除 (地震災害対策編・第2章 第2節 - 1 に移動)
33	地震災害対策編・第3章 第9節 (旧：第9節 障害物除去計画)	項目の移動	● ごみ処理等とあわせて災害廃棄物等の処理対策として節を新設するため、削除
34	地震災害対策編・第3章 第11節 (第11節 災害廃棄物等の処理対策)	節の新設	● 「第11節 災害廃棄物等の処理対策」を新設
35	地震災害対策編・第3章 第13節 (第13節 相互協力)	項目の移動	● 「第13節3項 ボランティアの協力」を削除(14節に新設)
36	地震災害対策編・第3章 第14節 (第14節 災害救援ボランティアの支援活動)	節の新設	● 「第14節 災害救援ボランティアの支援活動」を新設
37	地震災害対策編・第3章 第16節 (第16節 二次災害の防止活動)	項目の追加	● 土砂災害緊急情報について追記

38	地震災害対策編・第3章 第16節 (第16節 二次災害の防止活動)	項目の移動	● 応急危険度判定士の育成や活動体制の整備についての記述を削除
39	地震災害対策編・第3章 第18節 (第18節 防災知識普及計画)	節の新設	● 「第18節 防災知識普及計画」を新設
40	地震災害対策編・第3章 第19節 (第19節 防災訓練計画)	節の新設	● 「第19節 防災訓練計画」を新設
41	地震災害対策編・第4章 第1節 (第1節 復興体制の整備)	項目の追加	● 県計画と合わせ復興計画の策定を追記
42	地震災害対策編・第5章 第3節 (第3節 警戒宣言発令時等対策)	名称の変更	● 第1項 東海地震に関連する情報が発表された場合の対応について、調査情報(臨時)への対応
43	地震災害対策編・第5章 第3節 (第3節 警戒宣言発令時等対策)	項目の追加	● 第21項 金融機関の措置の追記(生保、共済、証券会社等)